

新旧対照表

(とん税法及び特別とん税法基本通達)

新	旧
<p><u>(外国法人の登記事項証明書)</u></p> <p>4-5 令第1条第2項((船長以外の者を納税義務者とする場合の承認の申請に係る添付書類))の規定により申請書に添付すべき法人の<u>登記事項証明書</u>は、外国法人にあつては、商法第479条((外国法人の代表者及び営業所の登記))の規定により登記した本邦における主たる営業所の<u>登記事項証明書</u>とする。</p>	<p><u>(外国法人の登記簿の謄本又は抄本)</u></p> <p>4-5 令第1条第2項((船長以外の者を納税義務者とする場合の承認の申請に係る添付書類))の規定により申請書に添付すべき法人の<u>登記簿の謄本又は抄本</u>は、外国法人にあつては、商法第479条((外国法人の代表者及び営業所の登記))の規定により登記した本邦における主たる営業所の<u>謄本又は抄本</u>とする。</p>